

在宅高齢者生活の支援

内 容

日常生活の自立を支援するため、各サービスを提供します

利用できる人

介護保険の要介護認定で「非該当」と判定された人のうち、自立した日常生活を送るうえで生活支援サービスの提供が必要と認められた人

ホームヘルプサービス

ホームヘルパーが利用者のご自宅を訪問し、家事の援助をします

サービスの範囲

- 家事援助 調理、衣類の洗濯・補修、住居等の掃除・整理整頓、生活必需品の買物、関係機関等との連絡、その他
- 相談・助言 生活・身の上に関する相談・助言、その他
- その他 安否確認、その他

利用者負担

1回の派遣時間が、

- 1時間未満 208円
- 1時間30分未満 291円
- 1時間30分を超えて、30分ごと 83円

デイサービス

デイサービスセンターにおいて、入浴などの各種サービスを提供します

サービスの範囲

- 生活指導
- 日常動作訓練
- 養護
- 健康チェック
- 入浴サービス
- 送迎

利用時間

おおむね、午前10時から午後4時 ※ 日曜、年末年始はお休みです

利用者負担

- デイ利用 1日 482円
- 入浴サービス 1回 39円
- 送迎サービス 片道 44円

※ 給食サービスを利用される場合は、全額自己負担となります
利用施設に直接お支払いください

ショートステイ

一時的に、自宅で生活することが困難となる場合、老人ホームなどでお預かりします

利用者負担

- 特別養護老人ホームの場合 1日につき 645円
- 特別養護老人ホーム以外の場合 1日につき 381円

※ 滞在費、食費は全額自己負担となりますので、利用施設に直接お支払いください

問合せ先 高齢介護課 62-2121 (内線743)
(保健福祉総合センター 2番の窓口)

出張理容・美容サービス

内 容

在宅でねたきりの人などの自宅に理容師・美容師が訪問し、散髪・洗髪・整容等を行います

利用できる人

おおむね65歳以上の人で、在宅においてねたきり状態が1年以上継続し、自力で理髪店又は美容院に行くことのできない人

利用券の交付枚数

1枚2,500円相当の利用券を1年度あたり4枚まで交付します

※一度のサービス利用につき、1枚まで使用できます

2,500円を超えた額については利用者負担となります

2,500円に満たない場合、釣銭は支払われません



問合せ先 高齢介護課 62-2121（内線743）
（保健福祉総合センター 2番の窓口）

介護用車両購入費等の補助

内 容

在宅で生活している人が、外出するために必要な車いす仕様等の介護用車両の購入又は改造に要する費用の一部を補助します

利用できる人

おおむね65歳以上の人で、車いすを日常的に使用、または使用が見込まれ、以下のすべてに該当する人

- ① 要介護者及び要介護者と同一の世帯に属する人の、市町村民税の所得割の合算額が17万円未満の世帯の人
- ② 世帯全員が町税及び介護保険料の滞納がない人

補助金の額

福祉車両（車いす仕様の新車購入）：100,000円

※上記以外（福祉車両の中古車の購入等）はお問い合わせください

※1世帯につき1回限り

注意：購入（契約）前にご相談ください



問合せ先

高齢介護課

62-2121（内線743）

（保健福祉総合センター 2番の窓口）

介護慰労金の支給

内 容

ねたきりや認知症の人を在宅で1年以上介護しているご家族に、介護慰労金を支給し、その介護の労をねぎらいます

利用できる人

65歳以上のねたきりや認知症の人（要介護4又は5の認定を受けた人）を、在宅で1年以上介護している人

※ 在宅で1年以上とは

支給対象となる期間において、ショートステイ及び入院等により在宅生活を離れた期間が100日を超えないこと

要介護認定申請をしていないが、要介護4又は5に相当する人を在宅で1年以上介護している場合も対象となります

（申請後、町で要介護認定に準じた調査を行わせていただきます）

支 給 額

年額12万円



問合せ先

高齢介護課

62-2121（内線743）

（保健福祉総合センター 2番の窓口）

補聴器購入費の補助

利用できる人
補助金額を
拡大しました

内 容

加齢による聴力の低下により、日常生活を営むのに支障がある在宅の人に対し、コミュニケーションの確保に必要な補聴器の購入に要する費用の一部を補助します

利用できる人

町内に在住する在宅の65歳以上で、以下のすべてに該当する人

- ① 障害者総合支援法に基づく補装具費の支給を受けることができない人
- ② 両耳の聴力が50デシベル以上又は一耳の聴力が30デシベル以上かつ他耳の聴力が70デシベル以上の人
- ③ 聴力の低下により日常生活に支障があり補聴器の使用が必要であると、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が認定した耳鼻咽喉科専門医が判断した人
- ⑤ 町税及び介護保険料の滞納がない人



補助金の額

購入費用の2分の1で、上限は下記のとおり

○市町村民税非課税者の場合

- ・片耳装用の補聴器 3万円
- ・両耳装用の補聴器 5万円

○市町村民税課税者の場合

- ・片耳装用の補聴器 2万円
- ・両耳装用の補聴器 3万円

注意：購入前にご相談ください

問合せ先 高齢介護課 62-2121（内線743）
（保健福祉総合センター 2番の窓口）

高齢者等デマンド交通事業



自宅から目的地まで
行ける便利なバスです

内 容

- ・ 65歳以上の人等を対象とした「予約制乗り合いバス」です
 - ・ ご利用には「登録証」と乗車の事前予約が必要です
 - ・ 事前予約は、予約センター(0276-60-1313)へ電話で利用予約をしてください
- ※ 付添者も同乗できます（外出先において援助を必要とする場合）
[付添者の条件]
- 満12歳以上で車両に1人で乗り降りができる人
- ・ 付添者の登録が必要となりますので、事前に申請してください
 - ・ 付添者の同乗は登録者1人につき1人までとなります
 - ・ 付添者の運賃は登録者と同額です

利用できる人

- 町内在住の65歳以上の人で、1人でバスの乗り降りができる人
 - 妊娠中の人・未就学児も利用できます
- ※ 陣痛の際はご利用できません
- ※ 未就学児は、利用登録している人の同伴が必要です

登録証→



※「登録証」の発行は、高齢介護課へ直接または電話にて申請をしてください

運行日時

平日（月曜日～金曜日） 午前7時～午後5時

※ 土曜、日曜、祝日及び年末年始は運休



運行場所

ご自宅前、町内の指定乗降所、堀江病院、県立がんセンター

予約できる期間

利用日の1週間前から、利用したい時間の1時間前まで

予約受付時間

平日（月曜日～金曜日） 午前9時～午後0時、午後1時～午後4時

運賃（片道）

町内 ⇄ 町内 : 300円 町内 ⇄ 町外 : 500円

※ 未就学児は無料

※ 中学生以下の付添者は100円

※ 登録証を提示し、乗車時にお支払いください

（バス内で3,000円の利用回数券（11回分）を販売しています）



問合せ先

高齢介護課

62-2121（内線743）

（保健福祉総合センター 2番の窓口）

徘徊探知機の貸出し

内 容

徘徊の心配がある認知症の人を介護しているご家族に対し、所在位置を
探知できる発信器を貸出します

利用できる人

65歳以上の認知症の人を在宅で介護している人



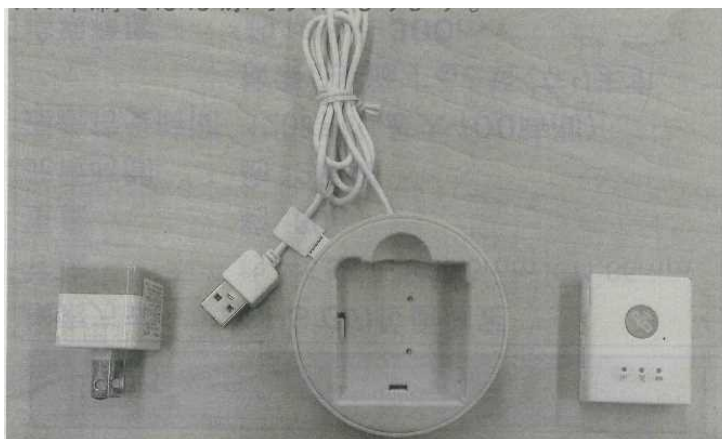
利用方法

発信器を認知症の人に携帯させ、行方不明になった際には、利用者
から町が委託した探知サービス事業者に探索を依頼し、その所在位置の
情報を受け取り、速やかに搜索を行います

※ 24時間365日対応可能です

利用者負担

充電費用



問合せ先 高齢介護課 62-2121 (内線743)
(保健福祉総合センター 2番の窓口)

成年後見制度の利用支援



成年後見制度とは

認知症などにより判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金の財産管理や介護・福祉サービスを利用するための手続きが難しい場合があります
また、悪質商法の被害にあってしまうおそれもあります

このような判断能力が不十分な人を保護・支援するのが成年後見制度です

成年後見制度利用支援の内容

日常生活において介護保険サービスなどを必要とする人で、身寄りがない、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない人について町長が変わって申立てを行います

また、制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人に対して、審判の申立てにかかる費用や後見人等への報酬の補助を行います

利用できる人

成年後見制度を利用することが有効であると認められる認知症の人などで、次のいずれかに該当する人

- 生活保護を受給している世帯の人
- 非課税世帯の人で町の補助を受けなければ制度の利用ができない人

問合せ先	高齢介護課	62-2121 (内線743)
	(保健福祉総合センター	2番の窓口)
	地域包括支援センター	63-2294
	(保健福祉総合センター内)	

いずみ福祉号の貸出し (車いす用リフト付き自動車)

内 容

車いすで日常生活を送っている人が外出する際に、車いすのまま乗ることができるリフト付きの自動車を貸出します

利用できる人

- 身体障害者手帳の交付を受けた人で、車いすで日常行動している人
- 高齢のため、車いすで日常行動している人
- 傷病などで、一時的に車いすで日常行動している人

※ 運転は利用する人の家族等に行っていただきます

利用者負担

ガソリン代程度の費用



問合せ先

社会福祉協議会

63-2294

(保健福祉総合センター内)

福祉用具等のリユース

内 容

福祉用具等を譲りたい人と欲しい人の仲介を社会福祉協議会が行い、再利用のお手伝いをします

対象用具等

- 歩行器
 - スロープ
 - 杖
 - 入浴補助用具
 - シルバーカー（手押し車）
 - セニアカー（電動車）
 - チャイルドシート
 - ベビーカー
- 等



利用できる人

町内に住所を有する人で、営利を目的としない人

利用上の注意

- 利用登録が必要です
- 仲介後の交渉、受け渡しは、双方の責任で誠実に行ってください
- 譲渡や使用に関して問題が乗じた場合、一切の責任は負いかねますので、ご了承ください



問合せ先

社会福祉協議会

63-2294

（保健福祉総合センター内）